

労働安全衛生法に基づく健康診断 (雇入れ時健康診断・定期健康診断・特殊健康診断)

労働安全衛生法に基づく健康診断

- 雇入れ時健康診断
- 定期健康診断
- 特定業務従事者の健康診断
- 特殊健康診断(電離放射線・有機溶剤・じん肺など)

(注)

安衛則 第43条・第44条など事業者は労働者に対して1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行わなければなりません。

検査項目については、事業所様のご要望にて相談させていただきます。

定期健康診断	40歳未満	35歳時及び40歳以上
	5,280円(税込)	11,000円(税込)
雇入れ時健康診断	11,000円(税込)	

(注) 当センターの基本健診の費用となっております。検査項目の追加などにより費用は変動します。

生活習慣病健康診断

胸部X線、上部消化管X線を含み、主に生活習慣病の早期発見を目的としたコースです。生活習慣病の多くは自覚症状がなく、気が付いた時には手遅れというケースもあります。

(注) 加入されている健康保険組合によって費用が異なります。費用に関しては健康保険組合にご確認ください。

松戸市住民健診

松戸市に住民登録されている方が対象となります。年度年齢により対象となる健(検)診をご確認ください。

特定健康診査

- 身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図検査等
- * 医師が認めた場合、眼底検査

(注)

「保険証」「特定健康診査受診券」または「松戸市健康診査共通受診券」の提示が必要となりますので必ずご持参下さい。

がん検診・肝炎ウイルス検査

- 肺がん検診(胸部X線・喀痰細胞診)
- 大腸がん検診(便潜血検査)
- 乳がん検診(視触診)
- 肝炎ウイルス検査(血液検査)

(注)

がん検診は、がんを100%見つけられる検査ではありません。がん検診で異常がなかった方も自覚症状や異常を感じた場合は、お早めに医師にご相談下さい。